

中小企業等特許情報分析活用支援事業 特許情報分析報告書（審査請求段階）

分析会社名：株式会社 技術トランスファーサービス
報告書作成日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
案件番号：
報告責任者：
報告書作成者

特許情報分析対象	
出願番号・出願日 優先権主張番号・優先日	特願2004-XXXXXX（出願日：2004/XX/XX）
発明の名称	〇〇〇
出願人名	X X X X株式会社 殿
発明者名	A A A A 殿
代理人名	弁理士 B B B B 殿
利用者名・担当者名	C C株式会社 D D部 E E E E様
受注日	2019年FF月GG日
入金確認日	2019年HH月II日
調査対象請求項番号	1-2
基準日	2004/XX/XX
調査の観点	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> に表示する操作画面の表示形式を、検出エリア内に入ったユーザーが携帯した◇◇◇◇◇◇から読み取った認識情報に基づいて、認証したユーザーについての言語の表現形式に従って切り替える〇〇〇。

調査範囲／方法	
調査ツール	SRPARTNER DBによる特許分類及びキーワード検索
調査対象資料	特許・実用新案ファイル
調査対象期間	公報発行日：1983年1月1日～2004年XX月XX日 （書誌事項のみ1971年まで遡及）

検索式

<ol style="list-style-type: none"> 1. FT=(2C061CQ31)…表示言語を変更できるプリンタ 2. FI=(B41J29/)…プリンタの付属装置、全体制御 3. FI=(H04N1/)…ファクシミリ一般 4. FI=(G03G21/00, 370)…電子写真複写装置における共通の制御 5. FI=(G06F3/)…入力装置 6. 要約+請求+発明名=(○○○+MFP+◆◆◆◆◆+印刷+コピー+複写+ファクシミリ+画像形成+画像出力) 7. 要約+請求+発明名=(言語) 8. 要約+請求+発明名=(切り替+切替+切り換+切換) 9. 要約+請求+発明名=(RFID+RF-ID) 10. 要約+請求+発明名=(認証+識別+認識+ID+個人情報) 11. 要約+請求+発明名=(読み取+読みと+読取+リーダ+アンテナ) 12. 要約+請求+発明名=(無線+非接触+近距離+電磁波+周波+RF+赤外+NFC) 13. 本文全文=((日本語)*(英語+中国語+フランス語+韓国語+ロシア語+外国語+母国語+現地語)) 14. 要約+請求+発明名=(表示+ディスプレイ) 	
最終論理式	$1 * (9 + 10 + 11 + 12) + (2 + 3 + 4) * 7 * 8 + (2 + 3 + 4) * (9 + 10 * 11 * 12 * 14) + (2 + 3 + 4) * 13 * 10 * (11 + 12) + 5 * (7 * 8 + 13) * (9 + 10 * (11 + 12)) + 6 * (7 * 8 + 13) * (9 + 10 * (11 + 12))$
ヒット&スクリーニング件数	125件

抽出文献

番号	関連性	公報番号	関連する請求項	コメント
文献 1	同一	特開2003-XXXXXX	1-2	□□□□□□に表示する操作画面の表示形式を、ユーザーが近づけた◇◇◇◇◇から読み取った認識情報に基づいて、認証したユーザーについての言語の表現形式に従って切り替えるデジタル複写機が開示されている(図5、図7、表1、【0057】-【0064】)。
文献 2	類似	特開2002-XXXXXX	1-2	□□□□□□に表示する操作画面の表示形式を、ユーザーの指紋情報から読み取った認識情報に基づいて、認証したユーザーについての言語の表現形式に従って切り替える○○○が開示されている(【0037】、【0050】-【0058】)。指紋情報に限定されるものではないとの記載もあるが(【0087】)、無線通信可能なカードを用いることは記載されていない。

文献 3	類似	特開2000-XXXXXX	1-2	ユーザーが近づけた◇◇◇◇◇◇から読み取った認識情報に基づいて、認証したユーザーについての設定モードに従って動作モードを切り替える画像形成装置が開示されている（図2、【0016】、【0017】、【0033】）。□□□□□□に表示する操作画面の言語表現形式を切り替えることは記載されていない。
文献 4	類似	特開2001-XXXXXX	1-2	□□□□□□に表示する操作画面の表示形式を、ユーザーが近づけた◇◇◇◇◇◇から読み取った認識情報に基づいて、認証したユーザーについての表現形式に従って切り替える〇〇〇が開示されている（図2、【0032】、【0046】 - 【0048】、【0057】）。□□□□□□に表示する操作画面の言語表現形式を切り替えることは記載されていない。

総合コメント

特開2003-XXXXXXには、□□□□□□に表示する操作画面の表示形式を、ユーザーが近づけた◇◇◇◇◇◇から読み取った認識情報に基づいて、認証したユーザーについての言語の表現形式に従って切り替えるデジタル複写機が開示されていました。

対象出願の請求項とほぼ同一の内容が開示されており、新規性が無いと判断される可能性があります。

添付資料一覧

抽出公報PDF

以上